

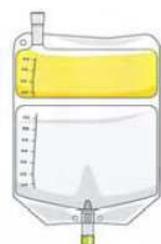
在宅医療廃棄物の出し方

平成30年4月1日から、在宅医療で不要になったごみは下記のとおり正しく出していただきますようお願いいたします。

市の「燃えるごみ」に出せるもの

<鋭利でないもの> ※針以外の部分

- ・バッグ類（輸液、蓄尿、ストーマ(人工肛門)、CAPD、栄養剤など各種バッグ)



栄養剤バッグ

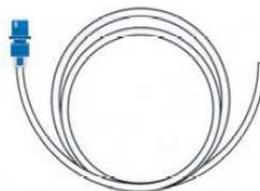


CAPDバッグ

- ・チューブ類（吸引チューブ、輸液ライン、CAPDチューブなど各種チューブ）

※針が付いている場合、切り離して針以外の部分を排出する。

- ・カテーテル類（導尿カテーテル他）



チューブ類



カテーテル類

- ・注射筒（ペン型自己注射カートリッジ ※針以外の部分）



ペン型自己注射カートリッジ

- ・注入器（経管栄養などの注入器 ※針以外の部分）



栄養剤注入器

- ・ガーゼ類、脱脂綿類、紙おむつ類

<鋭利であるが安全な仕組みをもつもの>

- ・ペン型自己注射針

※必ず注射筒から外し、針ケース付きで捨ててください。



自己注射針

(針ケース付き)

詳しい出し方は、裏面をご覧ください。

医療機関へ返すもの

<鋭利なもの>

- ・医療用注射針、点滴針



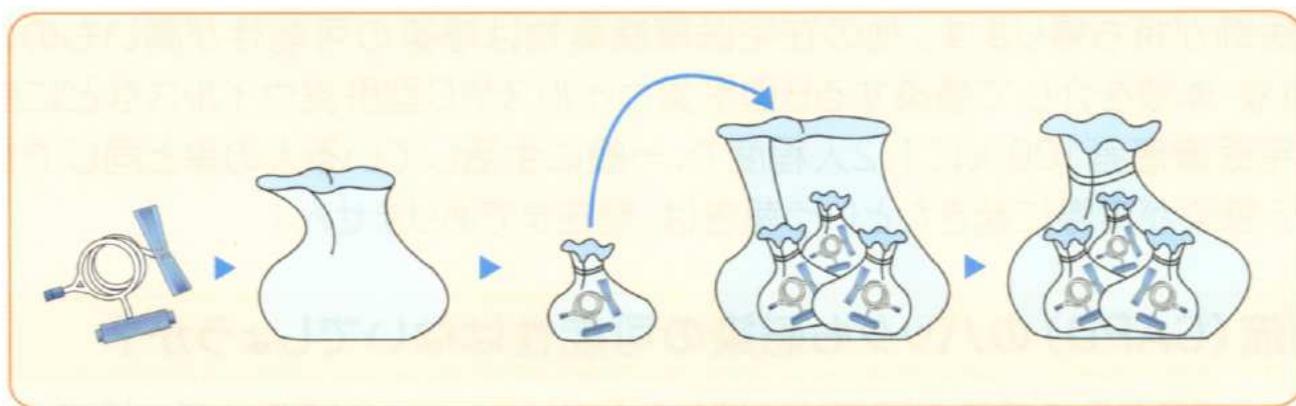
自己注射以外の医療用注射針

- ・医師の指示により、感染性があると判断された医療廃棄物

在宅医療廃棄物の出し方のポイント

<鋭利でないもの> ※針以外の部分

- 残液などの中身がある場合は、必ず捨ててください。
- ポリ袋に入れて口を縛り、他の燃えるごみと一緒にゴミ袋に入れて出してください。
- 紙おむつ類の汚物は、トイレに流してください。



<鋭利ではあるが安全な仕組みをもつもの> ※自己注射針

- 必ず針を注射筒から外して捨ててください。
- 針ケース付きで捨てるのが原則です。
- 針ケース付きの状態でもペットボトルなどに入れ、さらにポリ袋に入れて他の燃えるごみと一緒にゴミ袋に入れて出してください。

<！注意！>

びんや缶には入れないでください！

リサイクルに回って、針刺し事故につながる可能性があります。

